

## 資料 2 関係条例

### 1. 函館市環境基本条例 (平成 11 年 9 月 29 日条例第 38 号)

#### 目次

- 前文
- 第 1 章 総則 (第 1 条 ~ 第 6 条)
- 第 2 章 環境の保全および創造に関する基本的施策 (第 7 条 ~ 第 3 1 条)
- 第 3 章 地球環境保全の推進のための施策 (第 3 2 条・第 3 3 条)
- 第 4 章 環境審議会 (第 3 4 条 ~ 第 4 1 条)
- 附則

函館市は、北海道の南端部に位置し、温暖な気候、豊かな自然、さわやかな空気、おいしい水に恵まれ、我が国最初の国際貿易港として開港して以来、外国の文明を積極的に取り入れることにより国際性豊かな歴史と文化をはぐくみ、異国情緒あふれるまちへと成長し、交通の要衝として、また、高度な都市機能を持つ南北海道の政治、経済および文化の中心地として発展を続けてきた。

しかし、経済的発展や都市化の進展は、私たちの生活を便利にした反面、資源やエネルギーの大量消費により身近な環境にさまざまな影響を及ぼし、更には人類の生存基盤である地球全体の環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利を有するとともに、身近な自然環境や生活環境、更にはかけがえのない地球環境を保全し、良好な状態で将来の世代に引き継ぐ責務を負っている。

今、21世紀を迎えるに当たり、私たちは、資源の循環的な利用等により、環境に負荷を与えている社会経済活動や生活様式を見直すとともに、人間もまた自然の生態系を構成する一員であるという自覚の下に、人間と自然との共生関係の回復を目指し、地域はもとより世界の人々と協力して環境の保全に努めなければならない。

このような考え方に立ち、函館市に集うすべての人々が、環境への負荷の少ない社会の実現に向け、自ら参加し、行動することで、良好な環境を保全し、ならびに快適な環境を維持し、および創造するとともに、かけがえのない地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全ならびに快適な環境の維持および創造(以下「環境の保全および創造」という。)について、基本理念を定め、ならびに市民、事業者および市の責務を明らかにするとともに、環境の保全および創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化するを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)および悪臭によって、人の健康または生活環境、人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

##### (基本理念)

第 3 条 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

##### (市民の責務)

第 4 条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

##### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物等の適正な処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

##### (市の責務)

第 6 条 市は、環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、環境に影響を及ぼす認められる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全および創造について配慮しなければならない。

#### 第 2 章 環境の保全および創造に関する基本的施策

##### (施策の策定等に係る基本方針)

第 7 条 環境の保全および創造に関する施策の策定および実施は、第 3 条に定める環境の保全および創造についての基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、および生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が保全されること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の個性を生かした都市景観の形成および歴史的文化的遺産の保全に努め、潤いと安らぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用を積極的に推進すること。

##### (環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、函館市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全および創造に関する目標
- (2) 環境の保全および創造に関する施策の方向
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全および創造に関する重要事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民および事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ函館市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めるときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

##### (環境白書)

第 9 条 市長は、毎年、市民に環境の状況、環境への負荷の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、函館市環境白書を作成し、公表するものとする。

##### (環境影響評価の措置)

第 10 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

##### (規制等の措置)

第 11 条 市は、公害の原因となる行為および自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

##### (経済的措置)

第 12 条 市は、市民および事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、市民または事業者に適正かつ公平な経済的な負担を求める措置を講ずるものとする。
- (環境の保全および創造に関する施設の整備等)
- 第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備および健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (資源の循環的な利用等の促進)
- 第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、廃棄物の減量およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。
- (海域、河川等の水質の保全等)
- 第15条 市は、良好な水環境を保全するため、海域、河川等の水質の保全、親水性の高い水辺空間の創造、海岸線の維持その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (森林および緑地の保全等)
- 第16条 市は、人と自然と共生できる基盤としての緑豊かな環境を確保するため、森林および緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (野生生物の生育環境の保全等)
- 第17条 市は、野生生物の多様性を損なうことのないよう適正に保護するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (夜景等の保全等)
- 第18条 市は、自然と調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、夜景および歴史的文化的遺産の保全ならびに地域の特性に配慮した良好な町並みの形成その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (美観の維持)
- 第19条 市は、美観の維持およびその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第20条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民および事業者による当該製品等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。
- (環境の保全および創造に関する教育および学習の推進)
- 第21条 市は、市民および事業者が環境の保全および創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全および創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全および創造に関する教育および学習を推進するものとする。
- 2 前項の場合において、市は、特に児童および生徒の環境の保全および創造に関する教育および学習を積極的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- (市民等の意見の反映等)
- 第22条 市は、環境の保全および創造に関する施策に、市民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体(以下この条および次条において「民間団体」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、その施策の推進に当たっては、市民、事業者および民間団体の参加の機会の確保に努めるものとする。
- (市民等の自発的な活動の促進)
- 第23条 市は、市民、事業者または民間団体による環境の保全および創造に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。
- (事業者の環境管理に関する取組の促進)
- 第24条 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な支援の措置を講ずるものとする。
- (情報の提供)
- 第25条 市は、第21条の規定による環境の保全および創造に関する教育および学習の推進ならびに第23条の規定による環境の保全および創造に関する自発的な活動の促進に資するため、環境の保全および創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
- (調査および研究の実施)
- 第26条 市は、環境の保全および創造に資するため、必要な調査および研究の実施に努めるものとする。
- (監視等の体制の整備)
- 第27条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、試験および検査の体制の整備に努めるものとする。
- (事業者との協定)
- 第28条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定を締結するものとする。
- (国および他の地方公共団体との協力)
- 第29条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全および創造のために広域的な取組を必要とする施策については、国および他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- (施策の推進体制の整備)
- 第30条 市は、各機関が緊密に連携して、環境の保全および創造に関する施策の調整を図るとともに、施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。
- (財政上の措置)
- 第31条 市は、環境の保全および創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第3章 地球環境保全の推進のための施策
- (地球の温暖化の防止等に関する施策の推進)
- 第32条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。
- (地球環境保全に関する国際協力の推進)
- 第33条 市は、地球環境保全に資するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、環境の保全に関する技術、情報等の提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。
- 第4章 環境審議会[条文省略]
- 附則
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章[中略]の規定は、平成11年12月1日から施行する。
- [以下略]

## 2. 函館市公害防止条例 (昭和47年11月1日条例第18号)

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条~第5条)
- 第2章 公害の防止に関する施策(第6条~第17条)
- 第3章 公害の防止に関する規制
- 第1節 特定施設に関する規制(第18条~第30条)
- 第2節 拡声放送に関する規制(第31条~第34条)
- 第3節 規制基準の定めのない公害に関する規制(第35条~第40条)
- 第4章 削除
- 第5章 雑則(第48条~第51条)
- 第6章 罰則(第52条~第56条)
- 附則

人間は、自然の資源と法則を利用し、これらの恩恵を受けて、今日の社会をつくりあげてきた。しかし、近年、産業経済の飛躍的発展、交通機関の大量化、高速化および生活様式の多様化などにより、自然環境の破壊と公害の発生をもたらし、国民の健康と生活環境をおびやかしてきている。このときにあたり、市は、憲法の精神にのっとり、市民が健康で文化的な生活を営む権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本理念として、市、事業者の責務を明らかにするとともに、公害の未然防止とその除去を期するため、施策の基本事項を定め、公害対策の総合的推進を図るものである。ここに市は、めぐまれた自然と市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全し、公害のない青い空、青い海そして豊かな緑に象徴される理想都市実現のため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (定義)

- 第1条 この条例において「公害」とは、函館市環境基本条例(平成11年函館市条例第38号)第2条第3号に規定する公害をいう。
- 2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。
- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウムその他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)であって規則で定めるもの
- 3 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。
- 4 この条例において「特定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設および悪臭発生施設をいう。
- 5 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場または事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙を発生し、および排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 6 この条例において「粉じん発生施設」とは、工場等に設置される施設で粉じんを発生し、および排出し、または飛散させるもののうち、その施設から排出され、または飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

- 7 この条例において「汚水等排出施設」とは、工場等に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水または廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設であって規則で定めるものをいう。
- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
  - (2) 水素イオン濃度その他の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれのある程度のものであること。
- 8 この条例において「騒音発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 9 この条例において「悪臭発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、アンモニアその他の不快なにおいの原因となり、著しく生活環境をそこなうおそれのある物質を排出する施設であって規則で定めるものをいう。
- （事業者の責務）
- 第2条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生防止に努めなければならない。
  - 3 事業者は、いかなる場合においても、公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。
  - 4 事業者は、工場等の敷地について、緑化等を行い良好な環境の整備に努めなければならない。
  - 5 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害について、適切な措置を講じなければならない。
- （市の責務）
- 第3条 市は、市民の健康を保護し、および生活環境を保全する使命を達成するため、本市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、およびこれを実施する責務を有する。
- （市民の協力）
- 第4条 市民は、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、みずからも公害を発生させないようにする等、公害の防止に寄与するように努めなければならない。
- 第5条 削除
- 第2章 公害の防止に関する施策
- （施策の基本）
- 第6条 市は、公害防止の重要性にかんがみ、市政全般にわたり公害の防止について特に配慮するとともに、公害の防止に関する施策を地域の自然的、社会的条件に応じて総合的、計画的に推進するものとする。
- （規制の措置）
- 第7条 市長は、公害を防止するため、事業者の遵守すべき大気汚染または水質の汚濁の原因となる物質の排出等に関する規則その他の公害の防止について必要な措置を講じなければならない。
- （土地利用における公害防止の措置）
- 第8条 市長は、土地利用に関する施策の策定および実施にあたっては、公害の防止に利用に必要な措置を講じなければならない。
- 第9条 削除
- （調査、研究等の体制の整備）
- 第10条 市長は、公害の状況はを握し、および公害の防止のための規則の措置を適正に実施するために必要な調査、研究、監視、測定等の体制の整備に努めなければならない。
- （公害防止協定等）
- 第11条 市長は、公害防止のため、特に必要と認める場合は、工場等の設置者と公害の防止に関する協定等を締結するものとする。
- （知識の普及等）
- 第12条 市長は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止に関する思想を高めるように努めなければならない。
- （公害苦情等の処理）
- 第13条 市長は、公害に関する苦情等があったときは、その実情を調査し、適切に処理するように努めなければならない。
- 第14条 削除
- （中小企業に対する資金等）
- 第15条 市長は、中小企業者が公害の防止のために行なう施設の設置または改善について必要な資金の貸付、あっせんまたは技術的な指導等その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 第16条 および第17条 削除
- 第3章 公害の防止に関する規制
- 第1節 特定施設に関する規制
- （規制基準の設定）
- 第18条 特定施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準（以下「規制基準」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い規則で定める。
- (1) ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設および悪臭発生施設を設置する工場等から発生し、もしくは排出するばい煙、汚水等、騒音または悪臭の量、濃度または大きさに関する許容限度
  - (2) 粉じん発生施設に係る構造ならびに使用および管理に関する基準
- 2 市長は、前項各号に掲げる規制基準を定めようとするときは、
- 函館市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、または廃止しようとするときも、同様とする。
- （ばい煙または汚水等の排出の制限）
- 第19条 ばい煙発生施設または汚水等排出施設を設置する工場等から、ばい煙または汚水等を排出する者は、ばい煙または汚水等に係る規制基準に適合しないばい煙または汚水等を排出してはならない。
- 2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）については、当該施設が特定施設となった日から1年間は適用しない。
- （基準の遵守義務）
- 第20条 粉じん発生施設を設置している者は、当該粉じん発生施設についての構造ならびに使用および管理に関する基準を遵守しなければならない。
- 2 騒音発生施設または悪臭発生施設を設置している者は、騒音または悪臭に係る規制基準を遵守しなければならない。
- （特定施設の届出）
- 第21条 工場等に特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 工場等の名称および所在地
  - (3) 特定施設の種類および数量
  - (4) 特定施設の構造および使用の方法
  - (5) 公害の発生防止の方法
  - (6) その他規則で定める事項
- （特定施設の届出に係る経過措置）
- 第22条 一の施設が特定施設となった際、現に工場等にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- （特定施設の構造等の変更の届出）
- 第23条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- （計画変更命令および計画変更勧告）
- 第24条 市長は、第21条または前条の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設および汚水等排出施設に係るばい煙および汚水等の量または濃度が、当該特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは公害の発生防止の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。）または第21条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第21条または前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音発生施設もしくは悪臭発生施設に係る騒音または悪臭の大きさもしくは濃度が当該特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるとき、または粉じん発生施設に係る構造ならびに使用および管理が、構造等の基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造もしくは使用の方法もしくは公害の発生防止の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）または第21条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。
- （実施の制限）
- 第25条 第21条または第23条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、またはその届出に係る特定施設の構造および使用の方法もしくは公害の発生を棒式方法を変更してはならない。
- 2 市長は、第21条または第23条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- （氏名の変更等の届出）
- 第26条 第21条または第22条の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- （継承）
- 第27条 第21条または第22条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第21条または第22条の規定による届出をした者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 第2項の規定により第21条または第22条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- （改善命令および改善勧告）
- 第28条 市長は、ばい煙発生施設を設置している者がばい煙に係る規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康または生活環境がそこなわれると認めるとき、または汚水等排出施設を設置している者が、排水に係る排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該

ばい煙発生施設もしくは汚水等排出施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、または当該ばい煙発生施設もしくは汚水等排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、騒音発生施設または悪臭発生施設を設置している工場等から発生し、または排出される騒音もしくは悪臭が、騒音もしくは悪臭に係る規制基準に適合しないことにより、その工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該発生施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音もしくは悪臭の防止の方法を改善し、または使用の方法もしくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音もしくは悪臭の防止の方法の改善または騒音発生施設の使用の方法もしくは配置を変更すべきことを命ずることができる。

4 第19条第2項の規定は、第1項および第3項の規定による命令について準用する。

(基準適合命令等)

第29条 市長は、粉じん発生施設を設置している者が構造等の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について、当該構造等の基準に従うべきことを命じ、または当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第19条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(事故時の措置)

第30条 工場等の設置者は、故障、破損その他の事故により当該工場等から著しいばい煙、汚水等、騒音または悪臭を発生し、もしくは排出し、または発生し、もしくは排出するおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに市長に報告し、かつ、その事故の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康もしくは生活環境がそこなわれ、またはそこなわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、その事故の拡大または再発の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第2節 拡声放送に関する規制

(拡声放送の制限)

第31条 何人も、病院または学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域であって規則で定める区域においては、商業宣伝を目的として拡声機を使用する放送(以下「拡声放送」という。)を行ってはならない。

2 何人も、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する航空機をいう。以下第39条において同じ。)から機外に向けて拡声放送を行ってはならない。

3 前2項に規定するもののほか、何人も拡声放送については、使用の時間および場所ならびに音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

(勧告および命令)

第32条 市長は、前条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止、騒音防止の方法の改善を命ずることができる。

(商業宣伝を目的とする拡声放送の届出)

第33条 商業宣伝を目的として拡声放送を行なう者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第34条 第31条第2項および第3項の規定は、規則で定める公共のための拡声放送については適用しない。

## 第3節 規制基準の定めのない公害に関する規制

(夜間の静穏保持)

第35条 何人も、静穏な生活環境を維持するため、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)においては、特に必要以上の騒音を発生させないように努めるものとする。

2 飲食店、ボーリング場、ガソリンスタンドその他夜間にわたる営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、音響機器温暖化、楽器音等による騒音を発生させることにより附近の静穏を害する行為をし、またはさせてはならない。

(燃焼不適物の燃焼の制限)

第36条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って著しくばい煙または有毒ガスもしくは悪臭を発生する物を屋外で多量に焼却してはならない。

(自動車の使用者等の義務)

第37条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)の使用者その他

自動車の整備について責任を有する者または運転をする者は、当該自動車から発生する排出ガス(自動車の運行に伴い発生する一酸化炭素その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。)および騒音の低減を図るため、必要な整備を行ない、または適正な運転をするように努めなければならない。

2 自動車の販売および整備を業とする者は、自動車から発生する排出ガスおよび騒音の低減に関して、適切な措置をとるよう努めなければならない。

(畜舎の管理等)

第38条 畜舎を設置する者は、畜舎およびその付帯施設を整備し、常に衛生的な管理を行なうとともに、汚物、汚水等の処理については、公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。

(薬剤の空中散布に伴う措置)

第39条 農作物および森林を害する動植物の防除のために薬剤を航空機から散布する者は、あらかじめ、その散布の計画を市長に届け出るとともに、水質の汚濁、土壌の汚染等の公害を発生させないように適切な措置を講じなければならない。

(措置の勧告)

第40条 市長は、第35条から第38条までの規定に違反する行為により住民の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

## 第4章 削除

第41条から第47条まで 削除

## 第5章 雑則

(立入検査等)

第48条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工場等その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、または関係人に対する指示を行なわせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第49条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者に対し、公害の防止に関する状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(この条例の予測しない公害等に対する特別措置)

第50条 市長は、この条例の予測しない物質、作用等の原因によって生じた公害もしくは事業活動その他の人の活動に伴って生じた相当範囲にわたる環境上の障害により、人の健康もしくは生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を求めることができる。

(規則への委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

第52条 第24条第1項または第28条第1項もしくは第33条第1項の規定に違反した者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に書処する。

第53条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第1項の規定に違反した者
- (2) 第29条第1項の規定による命令に違反した者
- (3) 第30条第2項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または20万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条、第22条または第23条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (2) 第25条第1項の規定に違反した者
- (3) 第48条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者
- (4) 第49条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

第55条 第32条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第56条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和48年3月31日規則第63号で昭和48年4月1日から施行)

[以下略]

### 3. 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例 (平成4年12月17日条例第43号)

#### 目次

- 第1章 総 則 (第1条～第6条)
- 第2章 一般廃棄物 (第7条～第13条)
- 第3章 産業廃棄物 (第14条～第16条)
- 第4章 雑 則 (第17条～第20条)
- 附 則

#### 第1章 総 則

##### (目的)

第1条 この条例は、市、市民および事業者が協力して市の区域内における廃棄物の排出を抑制し、再生利用を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、市民生活を営むうえでの良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、ならびに資源が循環して利用される都市の形成に資することを目的とする。

##### (用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

##### (市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物を分別して排出するとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる廃棄物を自ら処分することにより排出の抑制に努めなければならない。

2 市民は、使用する生活物資に関し、その購入等に当たっては廃棄物の排出の抑制について配慮し、および不用品の活用を図るとともに、再生品の使用等により廃棄物の再生利用の推進に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

##### (事業者の責務)

第4条 事業者は、自らの責任において、その事業活動に伴って生じた廃棄物を分別し、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難となることがないような製品、容器等の開発を行うとともに、過大な包装を避け、容器等の回収を行うことにより廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、事業所で日常使用する物資に関し、不用品の活用を図るとともに、再生品の使用等により廃棄物の再生利用の推進に努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

##### (市の責務)

第5条 市は、市の区域内における一般廃棄物の減量に関し市民および事業者の自主的な活動の促進を図り、および分別して収集を行う等一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業を能率的に運営するため、職員の資質の向上、処理施設の整備および作業方法の改善等に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、およびその適正な処理を確保するため、これらに関する市民および事業者の意識の啓発を図るよう努めるとともに、排出された廃棄物の再生利用等を推進するための施策を講ずるよう努めなければならない。

##### (清潔の保持)

第6条 土地または建物の占有者(占有者がいない場合にあっては、管理者とする。以下同じ。)は、市が行う一般廃棄物の処理に支障のないように、当該土地または建物の周囲の除雪を行う等整理に努めるとともに、当該土地または建物の清潔を常に保つよう努めなければならない。

2 土地の占有者は、当該土地が空地となっている場合には、草刈りを行う等常に適正な管理をするものとし、不法投棄を誘発し、または都市の美観を損なうことがないようにしなければならない。

3 道路、公園等公共の場所を利用する者は、当該公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項の公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を常に保つよう努めなければならない。

#### 第2章 一般廃棄物

##### (一般廃棄物処理計画の告示)

第7条 市長は、法第6条第1項の一般廃棄物処理計画を定めたときは、当該計画について基本的事項を告示する。

2 前項の計画に大きな変更があった場合は、そのつど告示する。

##### (市が処理する一般廃棄物)

第8条 市の区域内の一般廃棄物は、市がこれを収集し、運搬し、および処分する。ただし、収集、運搬または処分に際し特別の取扱いを要する一般廃棄物で規則で定めるもの、処理することが適当でない一般廃棄物として市長が別に定めるものおよび事業活動に伴って生じた一般廃棄物については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、市が収集し、運搬し、または処分することができる。

##### (事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物)

第9条 法第6条の2第5項の規定により市長が減量に関する計画の作成、運搬すべき場所およびその運搬の方法等を指示することができる事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、規則で定める。

##### (ごみの集積設備等の改善指導)

第10条 土地または建物の占有者が設けるごみの集積設備および集積場所ならびに便槽の構造等については、市が行う一般廃棄物の処理に支障のないようにしなければならない。

2 市長は、前項のごみの集積設備および集積場所ならびに便槽の構造等について、市が行う一般廃棄物の処理に支障があると認めるときは、その改善を指導することができる。

3 土地または建物の占有者は、前項の規定により指導を受けたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

##### (市民の遵守事項)

第11条 ごみ袋等ごみの容器または便槽には、有毒性または危険性を有するものその他市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。

##### (一般廃棄物処理手数料)

第12条 第8条の規定により市が一般廃棄物の処理をする場合において、当該一般廃棄物の種類および処理が別表第1に掲げる一般廃棄物の種類および処理の区分に該当するときは、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、別表第1に掲げる一般廃棄物の種類および処理の区分に応じ、同表に掲げる金額に基づき算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、一般の家庭から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分する場合の手数料の額は、同表に掲げる金額に基づき算定した額とする。

3 既納の第1項の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 第1項の手数料の徴収方法については、規則で定める。

##### (手数料の減免)

第13条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、前条第1項の手数料を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者であるとき。

(2) 災害その他特別な事情があると認めるとき。

#### 第3章 産業廃棄物

##### (市が処理する産業廃棄物の種類等)

第14条 法第10条第2項の規定により、市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処理することができる固形状のもので、かつ、その量が一般廃棄物の処理に支障のない量のもので、その種類については、必要のつど市長が指定する。

##### (産業廃棄物の処理に係る使用料)

第15条 前条の産業廃棄物を市が処理するときは、別表第2に掲げる処理の区分に応じ、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、別表第2に掲げる処理の区分に応じ、同表に掲げる金額に基づき算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

3 既納の第1項の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 第1項の使用料の徴収方法については、規則で定める。

##### (産業廃棄物の処理に係る使用料の減免)

第16条 市長は、災害その他特別な事情があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

#### 第4章 雑 則

##### (一般廃棄物処理業の許可等の手数料)

第17条 次の各号に掲げる許可もしくは許可の更新または認可の申請をする者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を、当該申請の際に納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可 15,200円

(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新 13,800円

(3) 法第7条第4項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可 19,000円

(4) 法第7条第5項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新 17,800円

(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 13,400円

(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 17,400円

(7) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 130,000円

イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 110,000円

(8) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の更新の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 120,000円

イ アの一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設 100,000円

(9) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可 68,000円

(10) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併の認可

- 68,000円
- (11) 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円
  - (12) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 73,000円
  - (13) 法第14条第4項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可 100,000円
  - (14) 法第14条第5項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新 94,000円
  - (15) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 71,000円
  - (16) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 92,000円
  - (17) 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可 81,000円
  - (18) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新 74,000円
  - (19) 法第14条の4第4項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可 100,000円
  - (20) 法第14条の4第5項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新 95,000円
  - (21) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可 72,000円
  - (22) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 95,000円
  - (23) 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額
    - ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 140,000円

- イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 120,000円
  - (24) 法第15条の2の4第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可 次に掲げる施設の区分に応じ、次に掲げる額
    - ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設 130,000円
    - イ アの産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設 110,000円
  - (25) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受けまたは借受けの許可 68,000円
  - (26) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可施設設置者である法人の合併の認可 68,000円
- (調査)
- 第18条 土地または建物の占有者は、市長がこの条例に定める一般廃棄物処理手数料の徴収のため行う調査を拒み、または妨げてはならない。
- (清掃指導員)
- 第19条 市長は、この条例の目的の達成に必要な事項について指導させるため、清掃指導員を置く。
- (規則への委任)
- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

[以下略]

別表第1 (第12条関係)  
一般廃棄物処理手数料

手数料の種類	一般廃棄物の種類および処理の区分	金額
ごみ処理手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物(し尿および浄化槽汚泥を除く。以下この表において同じ。)を第8条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	20リットルまでごとに 120円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物のうち、第8条第1項ただし書の規則で定めるものまたは市長が別に定めるものを同条第2項の規定により収集し、運搬し、および処分するとき。	20リットルまでごとに80円
し尿処理手数料	一般の家庭から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。	(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域のうち市長が指定する区域の一般の家庭から排出するし尿 ア 200リットル以下の場合 600円 イ 200リットルを超える場合 100リットルまでごとに 300円
	一般の家庭以外から排出するし尿を収集し、運搬し、および処分するとき。	1月につき当該家庭に属する者の数に 300円を乗じて得た額。ただし、し尿の収集、運搬および処分の回数が1月につき1回を超えるときは、当該超える回数1回につき1,020円を加算する。 (1) 1月当たりの排出量が 3,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに 1,500円 (2) 1月当たりの排出量が 3,000リットルを超え 5,000リットル以下の場合 200リットルまでごとに 2,000円 (3) 1月当たりの排出量が 5,000リットルを超える場合 200リットルまでごとに 2,200円
浄化槽汚泥処分手数料	事業用建物に係る浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに90円
	事業用建物に係る浄化槽汚泥以外の浄化槽汚泥であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに40円
焼却処分手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する焼却工場に搬入されたものを処分するとき。	100キログラムまでごとに 320円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する焼却工場に搬入されたものを処分するとき。	100キログラムまでごとに 240円
埋立処分手数料	事業活動に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する埋立処分場に搬入されたものを処分するとき。	100キログラムまでごとに 320円
	一般の家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物であって市長が指定する埋立処分場に搬入されたものを処分するとき。	100キログラムまでごとに 240円
し尿処分手数料	一般の家庭以外から排出するし尿であって市長が指定するし尿処理場に搬入されたものを処分するとき。	20リットルまでごとに 630円

別表第2 (第15条関係)  
産業廃棄物の処理に係る使用料

使用料の種類	処理の区分	金額
焼却工場使用料	市長が指定する焼却工場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	100キログラムまでごとに1,140円
埋立処分場使用料	市長が指定する埋立処分場に搬入された産業廃棄物を処分するとき。	100キログラムまでごとに 690円

手数料や使用料は改正されている場合がありますのでご注意ください。

#### 4. 函館市ごみの散乱防止に関する条例 (平成5年3月29日条例第10号)

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者、土地または建物の占有者および市等が一体となって、空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻等のごみの散乱を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全および良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(市民等の責務)

第2条 市民等(市民および市内に滞在し、または市内を旅行等により通過する者をいう。以下同じ。)は、家庭外において自らごみを生じさせたときは、これを家庭に持ち帰り、または回収のための容器に収納するなどして、ごみを散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自ら身近な地域および職場等における清掃活動等に参加するよう努めるとともに、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 容器に収納した飲料を製造する事業者は、当該容器の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図るとともに、その製品の製造に際し、再資源化が可能な容器を使用するように努めなければならない。

2 容器に収納した飲料を販売する事業者は、当該容器の散乱の防止および再資源化について消費者の意識の啓発を図るとともに、その販売する場所に規則で定める当該容器を回収するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

3 たばこを製造し、または販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について消費者の意識の啓発を図らなければならない。

4 観光業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項の旅行業、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項のホテル営業および同条第3項の旅館営業、旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者をいう。)は、ごみの散乱の防止について観光客の意識の啓発を図らなければならない。

5 事業者は、ごみの散乱の防止について従業員の意識の啓発を図るとともに、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

(土地または建物の占有者の責務)

第4条 公衆の利用に供する土地または建物の占有者(占有者がいない場合にあっては、管理者とする。以下同じ。)は、当該土地または建物におけるごみの散乱の防止のため、その利用者の意識の啓発を図るとともに、散乱したごみの清掃、ごみの収納容器的な適正な配置等必要な措置を講じなければならない。

2 土地または建物の占有者は、市が実施するごみの散乱の防止のための施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について、市民等、事業者および土地または建物の占有者に対して必要な指導または援助をし、および関係機関等に対して協力の要請をするものとする。

2 前項の総合的な施策は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ごみの散乱の防止のための意識の啓発および高揚に関する事項

(2) 空き缶、空き瓶等の再資源化の促進に関する事項

(3) ごみの散乱の防止または再資源化のための自主的な活動団体の育成およびその活動の支援に関する事項

(4) その他ごみの散乱の防止に関し必要と認める事項

(自動販売機による販売等の届出)

第6条 第3条第2項の事業者のうち容器に収納した飲料を自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により販売する事業者は、その販売を開始した日から15日以内に当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名および住所(法人にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地)

(2) 販売を開始した日

(3) 自動販売機の設置の場所

(4) 第3条第2項に規定する回収容器の設置の場所

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、次の各号の一に該当することとなった場合は、当該該当することとなった日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項について変更があった場合

(2) 前項第3号または第4号に掲げる事項について変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をした場合

(3) 届出に係る自動販売機による容器に収納した飲料の販売を廃止した場合

(承継)

第7条 届出者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継したものは、その承継があった日から15日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による届出、同条第2項の規定による届出で同条第1項第1号の事項の変更に係るもの(氏名または法人の名称に係る届出に限る。)または前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所にその届出済証を張り付けておかなければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証を亡失し、またはき損したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出を出した者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合において、当該再交付に係る届出済証については、第2項の規定を準用する。

(立入調査)

第9条 市長は、ごみの散乱の状況、第3条第2項に規定する回収容器の設置およびその管理の状況、第6条もしくは第7条第2項に規定する届出または第8条第2項に規定する届出済証の張付け状況を調査するため必要があると認めるときは、その職員に、当該土地または建物に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導および勧告)

第10条 市長は、ごみの散乱を防止するため、市民等、事業者または土地もしくは建物の占有者に対し、第2条第1項に規定するごみの持ち帰りもしくは回収容器への収納等、第3条第2項に規定する回収容器の設置およびその適正な管理、第4条第1項に規定する散乱したごみの清掃、ごみの収納容器的な適正な配置等必要な措置、第6条、第7条第2項もしくは第8条第3項に規定する届出または第8条第2項に規定する届出済証の張付け状況について、指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が正当な理由がなくこれに応じないときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(関係法令の活用)

第11条 市長は、ごみの散乱を防止するため、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年5月30日から施行する。

[以下略]

#### 5. 函館市空き地の雑草等の除去に関する条例 (平成11年7月22日条例第30号)

(目的)

第1条 この条例は、空き地に繁茂し、放置されている雑草等の除去に関し必要な事項を定めることにより、空き地の良好な衛生環境を確保し、もって健康で住みよい生活環境の保持および向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地 現に建築物の存しない土地および現に建築物の存する土地で当該建築物の建築面積を除いた部分が相当の広さを有するものをいう。

(2) 雑草等 雑草およびこれに類するかん木をいう。

(3) 管理不良状態 雑草等が繁茂し、放置されている状態で、次のいずれかに該当すると認められるときをいう。

ア はえ、蚊、ぶゆ等の衛生害虫が発生しているとき、または発生するおそれがあるとき。

イ 雑草等の花粉が人の健康を害しているとき、または害するおそれがあるとき。

ウ ごみが捨てられ、非衛生的な状態になっているとき、または非衛生的状態になるおそれがあるとき。

(適用範囲)

第3条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域内の土地ならびに同項に規定する市街化調整区域内の土地で開発許可を受けた開発区域内のものおよび同法第43条第1項第6号イに該当するものについて適用する。

(所有者等の責務)

第4条 空き地の所有者(権原に基づく占有者を含む。以下同じ。)

および管理者は、常に当該空き地の適正な管理に努め、当該空き地が管理不良状態にならないようにしなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、市有地である空き地の適正な管理に努めるとともに、雑草等の除去を行う者のあつせんその他の空き地の適正な管理に関する施策を実施しなければならない。

(指導および勧告)

第6条 市長は、空き地が管理不良状態にあるときは、雑草等の除去その他の管理不良状態の解消のために必要な措置を講ずるよう当該空き地の所有者もしくは管理者に指導し、または当該空き地の所有者に勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、前条の規定による勧告を行った場合において、空き地の所有者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、雑草等の除去その他の管理不良状態の解消のために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該措置を命じようとする者に対して、函館市行政手続条例(平成8年函館市条例第32号)第13条第1項に規定する弁明の機会を与えなければならない。

(代執行)

第8条 市長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、当該措置を命ぜられた空き地の所有者が当該措置を履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めのあるところに従い、自ら当該空き地の所有者のなすべき行為をし、または第三者をしてこれをさせることができる。

(立入検査)

第9条 市長は、第6条の規定による指導もしくは勧告または第7条第1項の規定による命令をするため必要があると認めるときは、その職員に、空き地に立ち入って調査させ、または関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成11年9月1日から施行する。

[以下略]

## 6. 函館市都市景観条例 (平成7年3月22日条例第14号)

### 目次

第1章	総則(第1条~第9条)
第2章	都市景観形成地域(第10条~第16条)
第3章	景観形成指定建築物等(第17条~第21条)
第4章	大規模建築物等(第22条~第24条)
第5章	伝統的建造物群保存地区(第25条~第31条)
第6章	景観協定(第32条)
第7章	景観形成市民団体(第33条)
第8章	表彰、助成等(第34条~第40条)
第9章	函館市都市景観審議会(第41条~第50条)
第10章	雑則(第51条・第52条)
第11章	罰則(第53条・第54条)
	附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、市街地の良好な景観の形成、歴史性豊かな伝統的建造物群の保存その他の都市景観の形成に関する基本的な事項を定めることにより、自然と歴史にはぐくまれた函館らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、もって個性豊かで快適な都市の創出に資することを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観の形成 良好な都市景観をまもり、そだて、つくることをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)および建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (3) 伝統的建造物群 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第5号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (4) 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第83条の2に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。

#### (市長の基本的責務)

第3条 市長は、この条例の目的を達成するための必要な施策を実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民および事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

#### (都市景観形成基本計画の策定)

第4条 市長は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。

2 市長は、都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、都市景観形成基本計画を策定したときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定により策定した都市景観形成基本計画の変更について準用する。

#### (先導的役割)

第5条 市長は、道路、公園その他の公共施設を整備するときは、都市景観形成基本計画との整合を図るとともに、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

#### (国の機関等に対する協力の要請)

第6条 市長は、都市景観の形成に関して必要があると認めるときは、国もしくは地方公共団体の機関または法令の規定により国の行政機関もしくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)に対し、協力を要請するものとする。

#### (啓発)

第7条 市長は、市民および事業者の都市景観の形成に関する意識を高め、および知識の普及を図るため、必要な措置を講じなければならない。

#### (財産権等の尊重および他の公益との調整)

第8条 この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しな

なければならない。

#### (市民および事業者の責務)

第9条 市民および事業者は、都市景観に関する理解を深め、それぞれの立場から都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民および事業者は、市長その他の市の機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

### 第2章 都市景観形成地域

#### (都市景観形成地域の指定)

第10条 市長は、都市景観の形成を図るため、必要な地域を都市景観形成地域として指定することができる。

2 前項の規定により指定する都市景観形成地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 歴史的な建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって函館らしい歴史と文化を表現し、形づくっている景観を有する地域
- (2) 商業または港湾の業務施設が集積し、一体となった景観を有する地域のうち、都市景観の形成を図っていく必要のある地域
- (3) 土地区画整理事業等が実施され、または予定されている地域のうち、計画的に都市景観の形成を図っていく必要のある地域
- (4) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める地域

3 市長は、都市景観形成地域を指定しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、都市景観形成地域を指定しようとするときは、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該地域の住民その他利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、第1項の規定により指定した都市景観形成地域の変更について準用する。

#### (景観形成計画の策定)

第11条 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、当該都市景観形成地域に係る景観形成計画を策定するものとする。

2 景観形成計画は、当該都市景観形成地域の都市景観の形成に関する基本方針その他の都市景観の形成に関し必要な事項について定めるものとする。

3 前条第3項および第6項の規定は、景観形成計画の策定および変更について準用する。

#### (景観形成基準)

第12条 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、当該都市景観形成地域における都市景観の形成を図るための基準(以下「景観形成基準」という。)を設定するものとする。

2 景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内の位置および規模に関する事項
- (2) 建築物等の敷地内の緑化に関する事項
- (3) 建築物等の外観の意匠および色彩に関する事項
- (4) 屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)の位置、規模、意匠および色彩に関する事項
- (5) 土地の形質に関する事項
- (6) 木竹の態様に関する事項
- (7) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める事項

3 第10条第3項および第6項の規定は、景観形成基準の設定および変更について準用する。

#### (行為の届出)

第13条 都市景観形成地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければ

ばならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転または除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置
- (4) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石類の採取
- (7) 水面の埋立て
- (8) その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為

で市長が別に定めるもの  
2 前項の規定は、非常災害のために必要な応急措置として行う行為および通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、適用しない。

(景観形成基準の遵守)

第14条 都市景観形成地域内において前条第1項各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(助言、指導および勧告)

第15条 市長は、第13条第1項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

3 市長は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合において、必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(空地の管理等に係る助言および指導)

第16条 市長は、都市景観形成地域内において、空地が当該都市景観形成地域の都市景観の形成に支障を及ぼしているとき認めるときは、当該空地の所有者、管理者または占有者に対し、当該空地について、都市景観の形成に配慮した管理または利用を図るよう助言し、および指導することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により助言および指導をする場合について準用する。

### 第3章 景観形成指定建築物等

(景観形成指定建築物等の指定)

第17条 市長は、都市景観形成地域(伝統的建造物群保存地区を除く。)内において、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物等その他の物件を景観形成指定建築物等として指定することができる。

2 市長は、景観形成指定建築物等を指定しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとする建築物等その他の物件の所有者(権原に基づく占有者がある場合は、その者を含む。以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、景観形成指定建築物等を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該景観形成指定建築物等の所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定した景観形成指定建築物等が朽廃、滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったと認めるとき、または公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

5 第10条第3項の規定は、前項の規定による景観形成指定建築物等の指定の解除について準用する。

6 第3項の規定は、第4項の規定による景観形成指定建築物等の指定の解除について準用する。

(保全基準)

第18条 市長は、景観形成指定建築物等の保全に係る基準(以下「保全基準」という。)を設定するものとする。

2 第10条第3項および第6項の規定は、保全基準の設定および変更について準用する。

(現状変更行為等の届出)

第19条 第17条第1項の規定により指定された景観形成指定建築物等について、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該景観形成指定建築物等の所有者等が、所有権その他の権利で第17条第2項の同意に係るものを移転しようとするときも、同様とする。

(1) 景観形成指定建築物等の増築、改築、移転または除却

(2) 景観形成指定建築物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更

でその外観を変更することとなるもの

(3) その他景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの

2 前項前段の規定は、非常災害のために必要な応急措置として行う行為および通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、適用しない。

(保全基準の遵守)

第20条 前条第1項各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、当該行為が保全基準に適合するよう努めなければならない。

(助言、指導および勧告)

第21条 市長は、第19条第1項前段の届出があった場合において、当該届出に係る行為が保全基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

3 第15条第3項の規定は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合について準用する。

### 第4章 大規模建築物等

(大規模建築物等の行為の届出)

第22条 都市景観形成地域外において、都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める大規模な建築物等(以下「大規模建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転、除却、大規模の修繕、大規模の模様替えまたは外観の過半にわたる色彩の変更(次条第1項において「建築等」という。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、非常災害のために必要な応急措置として行う行為および通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、適用しない。

(誘導基準)

第23条 市長は、大規模建築物等の建築等について、都市景観の形成のための誘導に係る基準(以下「誘導基準」という。)を設定するものとする。

2 第10条第3項および第6項の規定は、誘導基準の設定および変更について準用する。

(助言および指導)

第24条 市長は、第22条第1項の届出があった場合において、当該届出に係る行為が誘導基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導することができる。

2 第15条第3項の規定は、前項の規定により助言および指導をする場合について準用する。

### 第5章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第25条 市長は、都市景観形成地域内において、伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存する必要がある地区について、文化財保護法第83条の3第1項の規定により、伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)を定めるものとする。

(保存計画)

第26条 函館市教育委員会(以下「委員会」という。)は、保存地区が定められたときは、函館市都市景観審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件(以下「環境物件」という。)の決定に関する事項

(3) 保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件の保存整備計画に関する事項

(4) 保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のために必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関する事項

3 委員会は、保存計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

4 第1項および前項の規定は、保存計画の変更について準用する。

(現状変更行為の規制)

第27条 保存地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長および委員会の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転または除却

(2) 建築物その他の工作物の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て

2 前項の規定は、非常災害のために必要な応急措置として行う行為および通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則および函館市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるものについては、適用しない。

3 市長および委員会は、第1項の許可をする場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第28条 市長および委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準(市長にあっては、第8号に定める基準)に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築もしくは改築または修繕、模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること

(2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置および移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統

的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

- (4) 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築もしくは改築または修繕、模様替えもしくは色彩の変更による外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物その他の工作物の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物その他の工作物の移転については、移転後の当該建築物その他の工作物の位置および移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第4号の建築物その他の工作物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌（ぼう）その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (8) その他当該行為後の建築物その他の工作物または土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存または当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。（国の機関等に関する特例）

- 第29条 国の機関等が行う行為については、第27条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為を行おうとするときは、市長および委員会に協議しなければならない。
- 第30条 第27条第1項および前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園もしくは公園施設、公衆電話施設、電気工作物もしくはガス工作物または水道もしくは下水道の設置または管理に係る行為その他の行為で規則および委員会規則で定めるものについては、適用しない。この場合において、これらの行為のうち第27条第1項の許可または前条後段の協議に係る行為を行おうとするときは、市長および委員会にその旨を通知しなければならない。（許可の取消し等）
- 第31条 市長および委員会は、次の各号の一に該当する者に対し、保存地区の保存のために必要な限度において、第27条第1項の規定によつてした許可を取り消し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物の改築、移転または除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- (1) この章の規定またはこれに基づく処分違反した者
  - (2) この章の規定またはこれに基づく処分違反した工事の注文主もしくは請負人（請負工事の下請人を含む。）または請負契約によらないで自らその工事を行っている者もしくはした者
  - (3) 第27条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
  - (4) 偽りその他不正な手段により、第27条第1項の規定による許可を受けた者
- 2 市長および委員会は、前項の規定により、処分をし、または必要な措置をとることを命じようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴き、かつ、当該処分または措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

## 第6章 景観協定[条文省略]

## 第7章 景観形成市民団体[条文省略]

## 第8章 表彰、助成等 (表彰)

第34条 市長は、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等その他の物件の所有者等、設計者、施工者その他関係者

または都市景観の形成に貢献したと認められるものを表彰することができる。

- 2 前項の規定による被表彰者の選考のため、函館市都市景観賞選考委員会（次項において「委員会」という。）を置く。
  - 3 委員会の組織および運営については、規則で定める（景観形成指定建築物等に係る助成）
- 第35条 市長は、景観形成指定建築物等の所有者等に対し、当該景観形成指定建築物等の保全のための修理に要する経費の一部を助成することができる。（伝統的建造物群保存地区の保存に係る助成等）
- 第36条 市長は、保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件の管理、修理、修景または復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、または当該建築物その他の工作物および環境物件の所有者等に対し、その経費の一部を助成することができる。（景観協定に係る助成）
- 第37条 市長は、第32条第1項の景観協定を締結したのに対し、当該景観協定に係る区域における都市景観の形成を図るための活動に要する経費の一部を助成することができる。（景観形成市民団体に係る助成）
- 第38条 市長は、第33条第1項の景観形成市民団体に対し、都市景観の形成に係る活動に要する経費の一部を助成することができる。（都市景観形成地域の都市景観の形成に係る融資のあっせん）
- 第39条 市長は、都市景観形成地域内において、都市景観の形成に努めようとするものに対し、当該都市景観の形成に要する経費について融資のあっせんをすることができる。（都市景観の形成に係る技術的援助）
- 第40条 市長は、都市景観の形成に努めようとするものに対し、技術的援助をすることができる。

## 第9章 函館市都市景観審議会[条文省略]

### 第10章 雑則

（諸制度の活用）

第51条 市長は、都市景観の形成に資するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、屋外広告物法等に基づく諸制度の活用を努めるものとする。

（規則への委任）

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則および委員会規則で定める。

### 第11章 罰則

（罰則）

第53条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条第1項の規定に違反した者
- (2) 第31条第1項の規定に基づく命令に違反した者

（両罰規定）

第54条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第1章（第4条を除く。）から第8章まで、第10章および第11章の規定ならびに次条、附則第3条および附則第5条から附則第7条までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成7年12月18日規則第50号で平成8年1月8日から施行）

[以下略]

## 7. 函館市下水道条例（昭和49年1月7日条例第5号）

（趣旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）その他の法令で定めるもののほか、市が設置する公共下水道の管理および使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- (2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- (3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (4) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (5) 終末処理場 法第2条第6号に規定する施設をいう。
- (6) 処理区域 法第2条第8号に規定する区域をいう。
- (7) 未処理区域 法第2条第7号に規定する排水区域のうち処理区域を除いた区域をいう。
- (8) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（水洗便所のタンクならびに便器およびこれに付随する屋内の配水管を含み、し尿浄化槽を除く。）をいう。
- (9) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (10) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場を

いう。

(11) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。

(12) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。

(13) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。

（排水設備の計画の確認）

第3条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排水設備の工事の施工）

第4条 排水設備の新設等の工事は、管理者の指定する排水設備工事業者が施行するものとする。

2 前項の排水設備工事業者の指定および施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

（特定事業場からの下水の排除の制限）

第5条 特定事業場から下水を排除する処理区域内の使用人は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。ただし、第5号また

は第6号に掲げる項目に係る水質の基準は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定による総理府令(同条第3項の規定による条例が定められている場合にあっては、当該条例を含む。)により定められた窒素含有量または炭素含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に接続する公共下水道に排除される下水に係る水質について適用する。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
  - (2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
  - (3) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
  - (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  
ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下  
イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
  - (5) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第5号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
  - (6) 炭含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第1項第6号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- 2 政令第9条の5第2項に規定する下水に対する前項の規定の適用については、同項に規定する項目のうち、次の各号に掲げる項目(第4号または第5号に掲げる項目に係るものにあつては、同項ただし書に規定する下水に係るものに限る。)に関しては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とする。
- (1) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
  - (2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
  - (3) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満
  - (4) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
  - (5) 炭含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、政令第9条の5第2項第5号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- 3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。
- (1) 第1項第1号から第4号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除された場合においては、水質汚濁防止法の規定による総理府令により、当該各号に定める基準(前項の規定が適用される場合における同項第1号から第3号までに掲げる項目に係る水質にあっては、当該各号に定める基準)より緩やかな排水基準が適用されるとき。
  - (2) 第1項第5号または第6号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が、公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に係る海域に直接排除された場合においては、水質汚濁防止法の規定による総理府令により、または同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準(前項の規定が適用される場合にあっては、同項第4号または第5号に定める基準)より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(除害施設の設置)

第5条の2 次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を継続して排除する使用者は、除害施設を設けなければならない。

- (1) 温度 45度未満
  - (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
  - (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  
ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下  
イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
  - (4) 沃素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満
- 第5条の3 次の各号に掲げる物質または項目に関し、それぞれ当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により処理区域内の公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除する処理区域内の利用者は、除害施設の設置その他必要な措置をしなければならない。ただし、第7号または第8号に掲げる項目に係る水質の基準は、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による総理府令により、または同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量または炭含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に接続する公共下水道に排除される下水に係る水質について適用する。
- (1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合には、同項に規定する基準に係る数値とする。
  - (2) 温度 45度未満
  - (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
  - (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
  - (5) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
  - (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量  
ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下。ただし、政令第9条の9第1項第3号ただし書に規定する場合には、同号ただし書の規定による数値とする。  
イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下。ただし、政令第9条の9第1項第3号ただし書に規定

する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。

- (7) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第1項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
  - (8) 炭含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第1項第5号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- 2 政令第9条の9第2項に規定する下水に対する前項の規定の適用については、同項に規定する項目のうち、次の各号に掲げる項目(第5号または第6号に掲げる項目に係るものにあつては、同項ただし書に規定する下水に係るものに限る。)に関しては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める基準とする。
- (1) 温度 40度未満
  - (2) 水素イオン濃度 水素指数5.7を超え8.7未満
  - (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満
  - (4) 浮遊物質 1リットルにつき300ミリグラム未満
  - (5) 窒素含有量 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第5号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
  - (6) 炭含有量 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、政令第9条の9第2項第6号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書の規定による数値とする。
- 3 前2項の規定により除害施設を設けなければならない者は、あらかじめ除害施設の設置計画を管理者に届け出なければならない。
- (し尿排除の制限)
- 第6条 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、処理区域内においては水洗便所により、未処理区域内においてはし尿浄化槽を有する水洗便所によらなければならない。
- (使用の開始等の届出)
- 第7条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、もしくは廃止し、または休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合はこの限りではない。
- (悪質下水排除の開始等の届出)
- 第8条 使用者は、処理区域内において、生物化学的酸素要求量もしくは科学的酸素要求量1リットルにつき200ミリグラムまたは浮遊物質1リットルにつき200ミリグラムを超える水質の下水(水洗便所から排除される汚水を除く。以下「悪質下水」という。)の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量および水質を管理者に届け出なければならない。
- 2 使用者は、前項の届出に係る悪質下水の量もしくは水質を変更し、その排除を休止し、もしくは廃止または休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
- (改善命令等)
- 第9条 管理者は、第5条の3第1項または第2項の規定に違反して、下水を公共下水道に排除している者に対し、期間を定めて当該下水の水質を改善することを命じ、または公共下水道の機能および構造を保全し、もしくは公共下水道からの放流水を政令第6条に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、当該下水の排除を一時停止することを命ずることができる。
- (水質の測定等)
- 第10条 除害施設の設置者は、除害施設から公共下水道に排除される下水の水質を測定し、記録しておかななければならない。
- 2 前項の水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省令建設省令第1号)に定める検定方法により行うものとする。
- (使用料の徴収)
- 第11条 管理者は、公共下水道の利用者から下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。
- 2 使用料は、2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- (使用料の算定)
- 第12条 使用料の額は、使用者が毎月排除した汚水の量に応じ、別表1に掲げる各区域ごとの基本料金の額および超過料金に基づき算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 2 悪質下水を排除する場合は、その排除する水質に応じ、別表2に掲げる料金に基づき算定した額に100分の105を乗じて得た額を前項の使用料の額に加算する。
- (排除汚水量の算定)
- 第13条 前条の使用料の算定の基礎となるべき汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 水道水を使用した場合は、水道水の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が1の給水装置を共同で使用した場合には、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。
  - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量により算定する。
  - (3) 前2号の場合において、使用水量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なると認められるときは、その汚水の量について使用の態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。
- (資料の提出)
- 第14条 管理者は、使用者に使用料を算出するために必要な資料の提出を求めることができる。
- (使用料の減免)
- 第15条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、

使用料を減免することができる。  
 (行為の許可)  
 第16条 法第24条第1項および法第29条第1項の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。  
 (1) 施設または工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図  
 (2) 物件の配置および構造を表示した図面  
 (占有の許可)  
 第17条 法第24条第1項および法第29条第1項の規定による許可を受ける場合を除くほか、下水道の施設(その敷地を含む。以下この条において同じ。)に物件を設け、またはその他の方法によりその施設を占有しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。  
 2 前条の規定は、前項の許可を受ける場合に準用する。  
 (委任)  
 第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。  
 (罰則)  
 第19条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、5万円以下の過料を科する。  
 (1) 第3条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を実施した者または虚偽の申請により排水設備の新設等

の工事を実施した者  
 (2) 第4条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者  
 (3) 第5条の3第3項の規定による届出を行わなかった者  
 (4) 第6条の規定に違反して、し尿を排除した者  
 (5) 第7条または第8条の規定による届出を行わなかった者  
 (6) 第10条第1項の規定による記録をしなかった者または虚偽の記録をした者  
 第20条 市長は、偽りその他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。  
 第21条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人または人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各本条の規定を適用する。  
 附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、別表1のうち処理区域の基本料金および超過料金の規定については、昭和49年7月1日から、別表2の規定については、昭和50年4月1日から施行する。  
 [以下略]

別表1 (第12条関係)

区 分	処理区域				未処理区域				摘 要
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金		
	汚水の量	料金	汚水の量	料金(1m <sup>3</sup> までごとに)	汚水の量	料金	汚水の量	料金(1m <sup>3</sup> までごとに)	
一般汚水	10 m <sup>3</sup> まで	1,370	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	137	10 m <sup>3</sup> まで	130	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	13	家庭用井戸汚水については、5人までを10 m <sup>3</sup> とし、1人を増すごとに2 m <sup>3</sup> を加える。
			20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分	166			20 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	20	
			30 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分	188			100 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> までの分	27	
			100 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> までの分	231			1,000 m <sup>3</sup> を超える分	36	
			1,000 m <sup>3</sup> を超える分	275					
公衆浴場から排除される汚水	300 m <sup>3</sup> まで	3,200	300 m <sup>3</sup> を超える分	11	300 m <sup>3</sup> まで	1,200	300 m <sup>3</sup> を超える分	4	

備考 一般汚水とは、公衆浴場(入浴料金が物価統制令(昭和21年勅令第118号)の適用を受けるものをいう。)から排除される汚水を除く汚水をいう。

別表2 (第12条関係)

区 分	料 金 (1m <sup>3</sup> までごとに)	
汚水1リットル中の生物学的酸素要求量または化学的酸素要求量	200ミリグラムを超え 300ミリグラムまで	円 5
	300ミリグラムを超え 400ミリグラムまで	1 0
	400ミリグラムを超え 500ミリグラムまで	1 5
	500ミリグラムを超え 600ミリグラムまで	2 0
汚水1リットル中の浮遊物質量	200ミリグラムを超え 300ミリグラムまで	4
	300ミリグラムを超え 400ミリグラムまで	8
	400ミリグラムを超え 500ミリグラムまで	1 2
	500ミリグラムを超え 600ミリグラムまで	1 6

備考  
 1 悪質下水の排除が1月につき500 m<sup>3</sup>に満たない場合は、適用しない。  
 2 生物学的酸素要求量または化学的酸素要求量については、これらのうち数値の大きいものを適用する。

使用料は改正されている場合がありますのでご注意ください。